

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………三

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(農村整備課)……………三

保安林の指定(森林整備課)……………四

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………五

道路の区域の変更(道路整備課)……………五

道路の供用の開始(道路整備課)……………六

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課)……………七

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………七

県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示の一部改正(港湾課)……………九

公告

基本測量の実施の終了(監理課)……………九

指定確認検査機関の名称の変更の届出(建築指導課)……………〇

指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出(建築指導課)……………〇

二級建築士等登録事務を行わせる指定登録機関の名称の変更の届出(建築指導課)……………〇

二級建築士等試験事務を行わせる指定試験機関の名称の変更の届出(建築指導課)……………〇

事務所登録事務を行わせる指定事務所登録機関の名称の変更の届出(建築指導課)……………一

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………一

公安委告示

指定講習機関の変更の届出……………一

山口県交通安全活動推進センターの変更の届出……………一

漁調委告示

漁業法第六十七条第一項の規定による指示(二件)……………二

雑報

県報の正誤(平成二十五年三月十九日山口県条例第十号)……………二



山口県告示第百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年三月二十九日から同年四月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
 - 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
 - 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (Nm ³ /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔 連 続 時の使用 間隔 変動的変 動の概要
二七一又	三、〇〇〇	平成二五、 四一九	平成二五、 五三二	平成二五、 六一	連 続 二四時間 変動なし

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	排水処理施設				種 類	項 目	汚 水		等 の		汚 染		状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)		
	処理後	処理前	処理後	処理前			通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 内 空 気 の 濃 度 (mg/l)	概 略 的 変 動 の 要 素 (mg/l)	最 大	最 大	最 大	最 大			
中 和 槽	九	一〇	八	一	水素イオン濃度 (水素指数)	一〇	七	"	"	"	五〇〇	八〇〇	五〇	一	〇・一	〇・一	一、五〇〇	六、七三・八・一	七、四一・六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 ($t/日$)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 略 的 変 動 の 要 素	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
凝集沈殿槽	コンクリート製	"	凝集沈殿	連続	"	"	(既 設)		
沈殿池	素掘り	一九、二〇〇	凝集沈殿	"	"	"			
凝集沈殿槽	"	"	凝集沈殿	"	"	"			
中和槽	"	一四、四〇〇	中和	連続	二四時間	変動なし			
排水処理施設	コンクリート製	一八〇	中和	連続	二四時間	変動なし			

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水		等 の		汚 染		状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 内 空 気 の 濃 度 (mg/l)	概 略 的 変 動 の 要 素 (mg/l)	最 大	最 大	最 大		
二七一又	一	一〇	一五	五	一〇	一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・八	〇・八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

凝集沈殿槽		沈殿池		凝集沈殿槽	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
八・四	八	八・四	八	八・四	"
九・七	"	"	二・九〇	二・七	二・九
"	"	"	"	"	"
二二	"	"	二二	二二	"
一六	"	"	一八	一六	"
二五	"	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五	"
"	"	"	"	"	"
七七	"	"	八〇	七七	"
"	"	"	"	〇・四	"
一・一	"	"	五〇	一・一	"
"	"	"	"	"	"
四、三二四	四、六八三・二	"	一、八四二・九	五、九四七・三	"
一六、四一三・六	"	"	一七、五七三・六	一〇、九三四・八	二二、〇九四・八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m³)
				水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量	
八・四	"	七・五	通 常	通 常	通 常	通 常
"	"	九・六	最 大	最 大	最 大	最 大
七	"	六	通 常	通 常	通 常	通 常
二〇	一五	一〇	最 大	最 大	最 大	最 大
一六	"	一五	通 常	通 常	通 常	通 常
二五	二〇	二五	最 大	最 大	最 大	最 大
三六	四	二	通 常	通 常	通 常	通 常
五六	一三	六	最 大	最 大	最 大	最 大
〇・四	"	〇・二	通 常	通 常	通 常	通 常
一	"	〇・三	最 大	最 大	最 大	最 大
一四・一四、四五六・一	"	〇・五	最 大	最 大	最 大	最 大
一六、四一三・六	一〇八、四〇〇	五、八〇〇	通 常	通 常	通 常	通 常
	一三五、六〇〇	六、八〇〇	最 大	最 大	最 大	最 大

山口県告示第百二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」といふ。)を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域
 - 防府市大字新田字田杏三丁目四〇九番二の一部、四二〇番二の一部、四一〇番二の一部、四一〇番三の一部、四二一番二の一部、四二一番三の一部及び字田杏附四三九番の一部

二 特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

山口県告示第百三十号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十二年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 山口県山南沿岸山口港海岸に関する部分を次のように改める。
 - (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸山口港海岸北の江地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五の各点を順次結んだ線及び基点五、補助点五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、一〇の一、一〇の一、基点一〇、一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 山口市深溝字二五ノ割二三三番地の一の標柱の位置(北緯三四度〇二分五二秒東経一三一度二三分〇七・一九四秒)
- 二 基点一から一五四度三五分二〇秒六一・三メートルの点
- 三 基点二から一九四度〇二分五四秒七一三・三メートルの点
- 四 基点三から二七度四九分〇六秒一九一・九メートルの点
- 五 基点四から一四五度五二分一三秒九九・〇メートルの点
- 一〇 基点一から三三四度五八分二八秒二八八・四メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から七九度五一分三九秒一〇〇・〇メートルの点
 - 二の一 基点二から八八度三五分二〇秒一〇四・〇メートルの点
 - 三の一 基点三から一四三度五〇分〇秒一三一・〇メートルの点
 - 四の一 基点四から九五度五〇分〇秒一八八・〇メートルの点
 - 五の一 基点五から六二度〇六分三〇秒二二・〇メートルの点
 - 一〇の一 基点一〇から三三度一九分五九秒五〇・〇メートルの点
 - 一〇の二 基点一〇から四四度二〇分〇秒一〇五・〇メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

山口県告示第百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

- 長門市三隅下字ヨツテ二の一、二の一、字百合野二二の一、二二の三、一八四の一、一八四の一五、一八四の二〇、一八四の二二
- 美祢市東厚保町山中字西ノ浴七五、七七、七九、五九四の二(次の図に示す部分に限る。)、字松尾四九五の一から四九五の六まで、東厚保町川東字万竹二二九六(次の図に示す部分に限る。)、三〇五七、三〇六一の一、三〇六六の一、三〇六八、三〇六九、字風呂ヶ迫二六五五、二六五六の一、二六八四の三、字平石二七二六、二七三一、二七三五、字高二八一五の一、二八二二、字岩ヶ河内二八六九の一、字僧都三〇四一の二、西厚保町原字下草場一三三八、二二五五の一、二二五五の二、字草場一三四九から一三五二まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市東厚保町山中字西ノ浴七五・七七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五九四の二、字松尾四九五の一から四九五の六まで・西厚保町原字草場一三五〇・一三五二(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

- 山口市阿東徳佐下字船浴三三六の一、三三七、三三八、字下建一三九二の二四から一三九二の三九まで
 - 萩市大字紫福字市良ヶ原一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、字奥ノ浴一三〇〇の四、字上市郎ヶ原五五〇の一、字下市郎ヶ原五五二の一
- 二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市阿東徳佐下字船泊三三六の一・三三八・字下建一三九二の二四・一三九二の三九(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 萩市大字紫福字市良ヶ原一〇の一・字奥ノ浴一三〇の四(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。()
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 6 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 7 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十一号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 三十六 山口県山南沿岸相原漁港海岸に関する部分を次のように改める。
- 三十七 海岸の名称

(一) 指定区域

基本点一、二、三、四、五、六、七、八、九、補助点九の一、九の二、五の一、三の一、一の二の各点を順次結んだ線、補助点一の一、一の一を漁港境界線に沿って結んだ線及び補助点一の一と基本点を結んだ線によって囲まれた区域

注 「漁港境界線」とは、相原、樋門中心部を中心として、半径四〇〇メートルの円周線をいふ。

点の位置

- 基点
- 一 山口市江崎字竜神崎一三四七番地の三の標杭の位置
 - 二 " " 一三五九番地の二の標杭の位置
 - 三 " " 字相原東一三六一番地の一の標杭の位置
 - 四 " " 一三九一番地の一の標杭の位置
 - 五 " " 一三九三番地の三の標杭の位置
 - 六 " " 四四九八番地の標杭の位置
 - 七 " " 一三九七番地の一の標杭の位置
 - 八 " " 一六六〇番地の三の標杭の位置
 - 九 基点八から二〇〇度一七メートルの標杭の位置
- 補助点
- 一の一 基点一から一八九度二〇メートルの点
 - 一の二 基点一から二〇三度八六メートルの点
 - 三の一 基点三から一九五度一〇〇メートルの点
 - 五の一 基点五から二三〇度八〇メートルの点
 - 九の一 基点九から一三二度一三メートルの点
 - 九の二 基点九から二三〇度四五メートルの点

山口県告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 小野田山陽線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

区間	道路の種類	路線名	道路の区域	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
宇部市大字西岐波字山村二七六八の一 地先から 同市今村北三丁目一四六二の三 地先 まで	県道	西岐波吉見線	宇部市大字西岐波字山村二七六八の一 地先から 同市今村北三丁目一四六二の三 地先 まで	旧	最狭 二六・八〇 最広 六七・八〇	八八八・四	起点の変更及び 道路改良工事 による。
宇部市大字西岐波字山村二七六八の 五地先から 同市今村北三丁目一四六二の三 地先 まで	県道	西岐波吉見線	宇部市大字西岐波字山村二七六八の 五地先から 同市今村北三丁目一四六二の三 地先 まで	新	最狭 二六・八〇 最広 六七・八〇	八八八・八	起点の変更及び 道路改良工事 による。
美祢市西厚保町本郷字植生埜八八三 の五地先から 山陽小野田市大字山野井字宗寺畑三 四七の一 地先まで	県道	妻崎開作小野田線	美祢市西厚保町本郷字植生埜八八三 の五地先から 山陽小野田市大字山野井字宗寺畑三 四七の一 地先まで	旧	最狭 二一・〇〇 最広 二四・〇〇	六五〇・八	
同	県道	妻崎開作小野田線	同	新	最狭 二一・〇〇 最広 二四・〇〇	六五三・三	道路改良工事の 完了による。
山陽小野田市日の出二丁目一五一一 の四地先から 同町一五〇九の三 地先 まで	県道	西岐波吉見線	山陽小野田市日の出二丁目一五一一 の四地先から 同町一五〇九の三 地先 まで	旧	最狭 二五・四三 最広 二〇・四三	九二・二	道路改良工事の 完了による。
同	県道	西岐波吉見線	同	新	最狭 二五・四三 最広 二〇・四三	九二・二	道路改良工事の 完了による。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽小野田市日の出二丁目一五一一の四地先から同町一五〇九の三の三地先まで		平成二十五年三月三十日
宇部市大字西岐波字山村二七六八の一の三地先から同市今村北三丁目一四六二の三の三地先まで		平成二十五年三月三十日
宇部市大字西岐波字山村二七六八の五地先から同市今村北三丁目一四六二の三の三地先まで		平成二十五年三月三十日
美祢市西厚保町本郷字植生埜八八三の五地先から山陽小野田市大字山野井字宗寺畑三四七の一の三地先まで		平成二十五年三月三十日

山口県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

新	旧
最狭 一三・二〇 最広 五六・二〇	最狭 一三・二〇 最広 五六・二〇
三、一〇二・五	三、一〇二・五
起点の変更による。	ダブルウェイ

山口県告示第百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県土木防災情報システム設備更新工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 山口県土木防災情報システム設備更新工事
- (一) 工事場所 山口市滝町地内ほか
- (二) 工事の概要

名	称	工 事 内 容
山口県土木防災情報システム		無線観測装置等設備更新工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気通信工事のA等級であること。
 - 2 出資比率が三十三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気通信工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 2 平成二十五年三月二十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合

評定値」という。)(の電気通信工事の数値が千以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 法第三条第一項の許可(電気通信工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 2 総合評定値の電気通信工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県土木建築部河川課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十五年三月二十九日から同年四月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年四月二十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部河川課(電話〇八三一九三三―三七七〇)にすること。

山口県告示第百三十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎
 沖浦港港湾管理者 山口県 山本 繁太郎

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区 大島郡周防大島町大字家房字横山二四六四の一に沿接する県道大島環状線から同町大字出井字峠六二〇の一に至る土地の地先公有水面

2 第二区 大島郡周防大島町大字出井字峠六二〇の一から同大字字滝山九五〇の四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区 次の1の地点から41の地点までを順次結んだ線及び1の地点と41の地点を結ぶ平成十七年秋分の満潮位(D.L. + 二・九九メートル) (以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区 次の42の地点から64の地点までを順次結んだ線、64の地点と65の地点を結ぶ昭和五十七年三月十二日付け指令港湾第八五九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・三九メートル)及び42の地点と65の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字家房字横山の家房四等三角点(北緯三三度五二分四四・三〇八秒東経一一三度一三分三〇・二九五秒) (以下「基準点」という。)から一一九度一〇分二三秒五五九・四五メートルの地点

2の地点 1の地点から一六〇度四一分二六秒五・二六メートルの地点

3の地点 2の地点から二五四度四三分一〇秒六・六〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二五三度四一分四五秒二〇・〇一メートルの地点

5の地点 4の地点から二五二度四二分三三秒二〇・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二五一度五九分三三秒四・八二メートルの地点

7の地点 6の地点から二四九度一三分二〇秒一九・二五メートルの地点

8の地点 7の地点から二四四度五八分五二秒四・一八メートルの地点

9の地点	8の地点から二四二度一三分〇三秒一四・六六メートルの地点
10の地点	9の地点から二三六度四一分二七秒一五・九四メートルの地点
11の地点	10の地点から二三六度五九分一三秒二・九二メートルの地点
12の地点	11の地点から二二九度五八分五三秒一九・二四メートルの地点
13の地点	12の地点から二三四度五三分四三秒一六・九二メートルの地点
14の地点	13の地点から二二六度〇三分五〇秒三・〇八メートルの地点
15の地点	14の地点から二二七度二〇分五八秒二〇・三四メートルの地点
16の地点	15の地点から二三二度二九分一三秒一八・四九メートルの地点
17の地点	16の地点から二三六度〇分一〇秒二・三六メートルの地点
18の地点	17の地点から二三八度五二分四四秒六・一七メートルの地点
19の地点	18の地点から二四二度五三分一九秒一四・七五メートルの地点
20の地点	19の地点から二四八度二二分四三秒二〇・四二メートルの地点
21の地点	20の地点から二四九度四八分〇七秒六・七二メートルの地点
22の地点	21の地点から二四九度四四分一三秒三・三一メートルの地点
23の地点	22の地点から二四九度五一分〇二秒二〇・〇〇メートルの地点
24の地点	23の地点から二四九度三〇分一五秒二一・〇八メートルの地点
25の地点	24の地点から二四八度五七分〇四秒一八・八三メートルの地点
26の地点	25の地点から二四七度五十六分一八秒一九・九〇メートルの地点
27の地点	26の地点から二四七度〇四分三一秒一九・九〇メートルの地点
28の地点	27の地点から二四六度一四分五一秒一九・九〇メートルの地点
29の地点	28の地点から二四五度一五分三七秒一九・九〇メートルの地点
30の地点	29の地点から二四四度一〇分一九秒一九・九〇メートルの地点
31の地点	30の地点から二四三度一七分三〇秒一九・九〇メートルの地点
32の地点	31の地点から二四二度一三分二七秒一九・九〇メートルの地点
33の地点	32の地点から二四一度三七分四二秒三・三八メートルの地点
34の地点	33の地点から二四一度一一分四三秒八・〇二メートルの地点
35の地点	34の地点から二四一度三五分五七秒八・六四メートルの地点
36の地点	35の地点から二四四度〇七分一九秒二〇・五五メートルの地点
37の地点	36の地点から二五〇度一七分一五秒一四・三九メートルの地点
38の地点	37の地点から二五五度二九分一七秒六・七一メートルの地点
39の地点	38の地点から二六〇度二七分一三秒九・九一メートルの地点
40の地点	39の地点から二三三度〇九分一八秒三・八四メートルの地点
41の地点	40の地点から二三〇度四六分一三秒二・六四メートルの地点
42の地点	基準点から一七九度四〇分二二秒四九九・六四メートルの地点

四	認可を受けた者 山口市滝町一番一号		
三	周防大島町		
二	免許の年月日及び番号 平成十八年十二月二十日 指令平一八港湾第五五三三三		
二	第二区	三、〇二二・四五平方メートル	
一	第一区	五、四七三・三七平方メートル	
(三)	面積		
43	の地点	42の地点から一六七度〇七分五二秒五・三二メートルの地点	
44	の地点	43の地点から二六二度二八分五一秒六・〇一メートルの地点	
45	の地点	44の地点から二六五度二五分四〇秒一五・六九メートルの地点	
46	の地点	45の地点から二六五度五六分三八秒四・〇七メートルの地点	
47	の地点	46の地点から二六四度〇七分一〇秒一九・五七メートルの地点	
48	の地点	47の地点から二五八度〇六分四五秒一七・二二メートルの地点	
49	の地点	48の地点から二四八度五三分〇七秒二〇・七六メートルの地点	
50	の地点	49の地点から二四三度二七分二〇秒二〇・一〇メートルの地点	
51	の地点	50の地点から二四二度三三分四七秒一九・八六メートルの地点	
52	の地点	51の地点から二四八度一六分二八秒二三・六九メートルの地点	
53	の地点	52の地点から二五七度五九分五五秒一八・二〇メートルの地点	
54	の地点	53の地点から二六四度四三分〇二秒二〇・四四メートルの地点	
55	の地点	54の地点から二六六度〇九分二七秒四・九四メートルの地点	
56	の地点	55の地点から二六六度一七分五九秒一五・二三メートルの地点	
57	の地点	56の地点から二六九度三二分一八秒二〇・六四メートルの地点	
58	の地点	57の地点から二七四度〇五分一〇秒六・〇四メートルの地点	
59	の地点	58の地点から二七九度〇五分一五秒一五・〇〇メートルの地点	
60	の地点	59の地点から二八七度〇五分〇三秒二一・〇五メートルの地点	
61	の地点	60の地点から二九六度四一分五八秒二一・〇七メートルの地点	
62	の地点	61の地点から三〇三度三九分〇三秒六・三〇メートルの地点	
63	の地点	62の地点から三〇七度五五分一三秒一四・六五メートルの地点	
64	の地点	63の地点から三一一度一六分〇一秒一三・四九メートルの地点	
65	の地点	64の地点から八一度二分二三秒一三・九八メートルの地点	

山口県
山口県知事 山本繁太郎
認可の年月日
平成二十五年三月十五日

山口県告示第三百二十七号

県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本繁太郎

表山口港の項ただし書中「区域」の下に「（相原漁港にあつては、平成二十五年三月二十八日における相原漁港の区域）」を加える。



（八七）基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本繁太郎

- 一 作業の種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 二 作業の地域
山口市、岩国市及び熊毛郡上関町
- 三 作業の期間
平成二十四年六月一日から平成二十五年三月八日まで
- 一 作業の種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業の地域
防府市及び山陽小野田市

三 作業の期間
平成二十四年八月一日から平成二十五年二月二十八日まで

一 作業の種類
基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)

二 作業の地域
萩市、防府市及び岩国市

三 作業の期間
平成二十四年十月一日から平成二十五年二月二十八日まで

一 作業の種類
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

二 作業の地域
萩市

三 作業の期間
平成二十四年十月九日から平成二十五年二月二十日まで

(八八) 指定確認検査機関の名称の変更の届出
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十二第二項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十九日
山口県知事 山本 繁太郎

一 指定確認検査機関の名称

変更後	一般財団法人山口県建築住宅センター
変更前	財団法人山口県建築住宅センター

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

(八九) 指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十九日
山口県知事 山本 繁太郎

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

変更後	一般財団法人山口県建築住宅センター
変更前	財団法人山口県建築住宅センター

二 変更年月日
平成二十五年四月一日

(九〇) 二級建築士等登録事務を行わせる指定登録機関の名称の変更の届出
建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、指定登録機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十九日
山口県知事 山本 繁太郎

一 指定登録機関の名称

変更後	一般社団法人山口県建築士会
変更前	社団法人山口県建築士会

二 変更年月日
平成二十五年四月一日

(九一) 二級建築士等試験事務を行わせる指定試験機関の名称の変更の届出
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定試験機関の名称

変	更	後	変	更	前
公益財団法人建築技術教育普及センター			財団法人建築技術教育普及センター		

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

(九二) 事務所登録等事務を行わせる指定事務所登録機関の名称の変更の届出
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条の三第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、指定事務所登録機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定事務所登録機関の名称

変	更	後	変	更	前
一般社団法人山口県建築士事務所協会			社団法人山口県建築士事務所協会		

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

(九三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市瑞穂町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市速玉町四番一号

アオイ不動産有限公司



山口県公安委員会告示第八号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年三月二十九日

山口県公安委員会

指定講習機関の名称	変更事項	変更内容	
財団法人山口県交通安全協会	名称	変更後	変更前
		一般財団法人山口県交通安全協会	財団法人山口県交通安全協会

山口県公安委員会告示第十号

交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)第三条第一項の規定により、財団法人山口県交通安全協会から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年三月二十九日

山口県公安委員会

変更事項	変更内容	
	変更後	変更前
名称	一般財団法人山口県交通安全協会	財団法人山口県交通安全協会
事務所の名称	一般財団法人山口県交通安全協会山口県交通安全活動推進センター	財団法人山口県交通安全協会山口県交通安全活動推進センター



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年三月二十九日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 塩谷正人

- 一 指示の内容
全長三十センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。
- 二 適用海域
山口県日本海海区
- 三 指示の有効期間
平成二十五年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年三月二十九日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 浜本朝秋

- 一 指示の内容
殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合は山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第五十条第一項の許可（同規則第三十七条第一項に規定するあさりに係るものに限る。）を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。
- 二 適用海域
山口県瀬戸内海海区
- 三 指示の有効期間
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

- 一 指示の内容
全長三十センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。
- 二 適用海域
山口県瀬戸内海海区
- 三 指示の有効期間
平成二十五年十月一日から平成二十六年九月三十日まで



正誤
平成二十五年三月十九日山口県条例第十号（山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

ページ	行又は箇所	誤	正
一五	表中	平成二十五年山口県条例第○号	平成二十五年山口県条例第十号

二五	二四	二三	二〇	一九	一八	一七
二二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六
平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号
平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号	平成一〇年山口県条例第一〇号

平成
二十五年
三月
二十九日
印刷

発行
行人所

山口
県
知事
庁